

会費額算定基礎表

会員施設種類		算定基礎	
京都市社会福祉協議会		平等割	35,000
		全社協分担金	436,000
市町村社会福祉協議会		平等割	40,000
		世帯割	8円×(世帯数-15%)
京都市民生児童委員連盟		100円×定数	
京都府民生児童委員協議会		400円×定数	
		定数	会費額
保育所	京都市内保育所	～ 60人	5,000
		61人～ 90人	6,000
		91人～	7,000
	京都府下保育所	～ 60人	7,000
		61人～ 90人	8,000
		91人～	9,000
入所等 施設	老人ホーム	～ 50人	18,000
		51人～ 90人	19,000
		91人～	20,000
	乳児院 養護施設	～ 30人	17,000
		31人～ 60人	18,000
		61人～ 70人	19,000
	知的障害者援護施設	71人～	20,000
		～ 50人	18,000
		51人～ 80人	19,000
	その他の入所及び通所施設	81人～	20,000
		～ 50人	18,000
		51人～ 80人	19,000
	母子寮	81人～	20,000
		～30世帯	11,000
			31世帯～
共同作業所		一律	7,000
医療保護施設			35,000
京都府老人クラブ連合会			35,000
社会福祉団体			15,000

◆前年度において施設の定員が90%を割った場合は、前年度の実人員による会費の徴収を考慮するものとする。